

1 市町村民経済計算の概念について

市町村民経済計算は、国における国民経済計算、県における県民経済計算と共通する基本的な考えや仕組みに基づいて構成されており、市町村という行政区域での一定期間(通常1年間)の経済活動の成果を表わしたものである。

本県では、(1)生産、(2)分配(参考:家計)の二面から市町村民経済計算を行っている。

(1)生産(市町村内総生産)

市町村内で生産された財貨・サービスの売上高(産出額)から、原材料・光熱費などの経費(中間投入額)を控除したものが、市町村内総生産となる。経済活動別に「1 農業」～「17 その他のサービス」に分類される。

- 1 農業
- 2 林業
- 3 水産業
- 4 鉱工業
- 5 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
- 6 建設業
- 7 卸売・小売業
- 8 運輸・郵便業
- 9 宿泊・飲食サービス業
- 10 情報通信業
- 11 金融・保険業
- 12 不動産業
- 13 専門・科学技術、業務支援サービス業
- 14 公務
- 15 教育
- 16 保健衛生・社会事業
- 17 その他のサービス

【(1)生産(市町村内総生産)と(2)分配(市町村民所得)との関係】

$$\boxed{\text{(1) 総生産}} - \boxed{\text{固定資本減耗(減価償却費+資本偶発損)}} = \boxed{\text{純生産}}$$

$$\boxed{\text{純生産}} - \boxed{\text{(生産・輸入品に課される税-補助金)}} = \boxed{\text{市町村内の要素所得}}$$

$$\boxed{\text{(2) 市町村民所得}} = \boxed{\text{市町村内の要素所得}} + \boxed{\text{市町村外からの要素所得(純)}} ※$$

※ 市町村外からの要素所得(純)

市町村内での居住者と就業者との差などから生じるもので、市町村内居住者が市町村外で就業していれば加算される。

(2)分配(市町村民所得)

市町村内居住者の生産活動によって発生した付加価値が、その活動の主体である市町村民(個人だけでなく、企業や政府等を含む)にどのように分配されたかを示したもの。一人当たり市町村民所得は、市町村経済の水準を表す指標として用いられるもので、個人の所得(年収)を示すものではないことに注意。

※「(1)市町村内総生産」は、市町村という場所に着目した属地主義(内ベース)であり、「市町村民所得」は、市町村民という人に着目した属人主義(民ベース)である。

①「雇用者報酬(労働提供者に対する賃金)」、②「財産所得(資本・土地提供者に対する利子・配当・賃貸料)」及び③「企業所得(企業に対する利潤)」から構成される。

項目	解説	内容
① 雇用者報酬	雇用者とは市町村内に常時居住地を有し、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。 雇用者報酬は、(a)「賃金・俸給」、(b)「雇主の社会負担」に分類される。	(a)「賃金・俸給」 ＝一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与などのほか、役員報酬(給与・賞与)、議員歳費 (b)「雇主の社会負担」 ＝社会保障基金(健康保険など)や厚生年金基金などへの雇主負担、退職一時金、公務災害補償費、その他
② 財産所得	財産所得は、ある経済主体が所有する金融関係資産、土地及び著作権・特許権などの無形資産を、他の経済主体に使用させたときにその結果として生じる所得の移転のこと。 非企業(「一般政府」、「家計」及び「対家計民間非営利団体」)の (a)「利子」、 (b)「法人企業の分配所得」、 (c)「その他の投資所得」 (d)「賃貸料」 から構成される。	(a)「利子」＝預貯金利子、有価証券利子など (b)「法人企業の分配所得」 ＝株式・出資金配当 (c)「その他の投資所得(受取)」 ＝保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得 (d)「賃貸料」＝土地の賃貸料、著作権の使用料など ※(d)「賃貸料」には、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。
③ 企業所得	企業所得とは、営業余剰・混合所得(※)に、受け取った財産所得を加え、支払った財産所得を除いたもの。企業会計における経常利益に近い概念である。 ※営業余剰・混合所得は、「用語の解説」を参照	(a)「民間法人企業」、 (b)「公的企業」、 (c)「個人企業」に分類される。 ※(b)「公的企業」＝日本銀行、JR、NTT、地方公営企業など ※(c)「個人企業」＝持ち家の企業所得を含む

「持ち家の企業所得」

市町村民経済計算では、「持ち家」の所有者は、自己を賃借人とする住宅賃貸業経営者(個人企業)として取り扱っており、家賃を得たと仮定し所得に計上している。

(参考)家計(家計所得・・・(2)の参考部門)

家計(個人企業を含む)の受取所得を把握する目的で、(2)分配(市町村民所得)の受取項目・支払項目を組み替えて求めたもの。

※ 個人の所得(年収)を表すものではないことに注意。

- ①「雇用者報酬」、②「個人企業所得」、③「家計の財産所得(純)」、④「社会保障給付」、⑤「その他の経常移転(純)」から構成される。

項目名	解説	内容
①雇用者報酬	(2)分配(市町村民所得)の ①雇用者報酬と同じ	「賃金・俸給」「雇主の社会負担」
②個人企業所得	(2)分配(市町村民所得)の ③企業所得の(c)「個人企業」分	(2)分配(市町村民所得)の ③企業所得の(c)個人企業に分類されたものと同じ。ただし、「持ち家の企業所得」は含まない。
③家計の財産所得(純)	(2)分配(市町村民所得)の ②財産所得の「家計」分	(a)「利子」=預貯金利子、消費者ローン利子など (b)「法人企業の分配所得」 =株式、出資金配当 (c)「その他の投資所得(受取)」 =保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得 (d)「賃貸料」=土地の賃貸料、著作権の使用料など ※(d)「賃貸料」には、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。
④社会保障給付	社会保障基金(一般政府)から家計への社会給付 (a)年金など現金により支払われるもの、 (b)高額医療、出産給付金など家計に対して払い戻しの形で給付するもの、 (c)国民健康保険等による医療保険給付分、後期高齢者医療給付分及び介護保険給付分など家計に対して、直接サービスを支給するものがある。	健康保険、後期高齢者医療給付、厚生年金、児童手当など
⑤その他の経常移転(純)	損害保険金、社会扶助金、無基金雇用者社会給付、寄付金・負担金・仕送り金等(受取)を加えたものから、損害保険純保険料、対家計民間非営利団体への経常移転、帰属社会負担、寄付金・負担金・仕送り金等(支払)を差し引いたもの。	損害保険、社会扶助金(生活保護費、遺族等年金、恩給、無償の奨学金など)、無基金雇用者社会給付(公務災害補償、労働災害に対する見舞金、退職一時金など)、寄付金、負担金、貸倒金、仕送り金、贈与金など